

生産振興に係る事業

農業構造改革事業

食糧自給率の向上に資する戦略作物の生産振興のほか、生産力の確保に向けて、農地のフル活用と収益性の高い作物の生産振興に取り組む。

対象者：販売目的で対象作物を生産する市内在住の農業者であって、以下に記載する各事業の対象者に、令和4年6月末時点で該当していること。

対象農地：宇都宮市内 又は 宇都宮市に隣接する市町の農地

①飼料用米生産振興事業【水田】

【対象者】

- ・ 担い手（認定農業者，集落営農，認定新規就農者）

【提出書類等】

- ・ 販売伝票（写し）

【要件】

- ・ 飼料用米を5ha以上作付すること。

【交付単価】

1,600円/10a

対象作物：飼料用米

②麦・大豆生産拡大事業【水田・畑地】

【対象者】

- ・ 担い手（認定農業者，集落営農，認定新規就農者）

【要件】

- ・ 麦または大豆を、水田で1ha以上作付すること。
- ・ 農産物検査法に基づく検査を受けること。

【提出書類等】

- ・ 検査したことがわかる書類（写し）
- ・ 販売伝票（写し）

【交付単価】

540円/60kg（小麦）
540円/50kg（二条大麦）
1,000円/60kg（大豆）

対象作物：小麦，二条大麦，大豆

③奨励作物作付促進事業【水田・畑地】

【対象者】

- ・ 担い手（認定農業者，集落営農，認定新規就農者）

【提出書類等】

- ・ 施設整備にかかる見積書・納品書・領収書（写し），平面図（写し），完成写真
- ・ 販売伝票（写し）※当該年度内に販売できない場合は理由書
- ・ 畑地の場合，畑地の営農計画書

【要件】

- ・ 対象作物の施設を5a以上新設又は規模拡大すること。（梨は露地栽培も対象）
- ・ 同一ほ場で1回限り（拡大の場合は同一ほ場可）

【交付単価】

124,600円/10a（同一ほ場で1回限り）

対象作物：トマト，いちご，アスパラガス，梨，にら
（梨は，露地栽培も対象）

④露地野菜生産拡大事業【畑地（機械の共同利用組織の構成員のみ水田を含む）】

【対象者】

- ・ 担い手（認定農業者，集落営農，認定新規就農者）
- ・ 担い手であって，人・農地プランに中心経営体で登録されている農業者を含む3人以上の機械の共同利用組織の構成員

【要件】

- ・ 対象作物を畑地と水田を合わせて10a以上作付すること（交付金の算定は畑地のみの面積を対象とする。ただし，担い手ではない機械の共同利用組織の構成員は水田の面積も対象とする。）

対象者	畑	水田	備考
担い手	○	×	水田は産地交付金該当
機械の共同利用組織の構成員	○	○	

【交付単価】

8,300円/10a

【提出書類等】

- ・ 販売伝票（写し）
- ・ 機械の共同利用組織の構成員は，共同利用の規約（写し），構成員名簿（写し），機械利用計画（写し）
- ・ 畑地の営農計画書

対象作物：玉ねぎ，かんしょ

人・農地に係る事業

⑤農地の守り手・支え手確保育成支援事業【水田・畑地】

【対象者】

- ・ 実質化された人・農地プラン登載者（農地の守り手・支え手）
※ 人・農地プランに登載されていない方でも，登載申請書をご提出いただければ対象になりますので，ご連絡ください。

【要件】

- ・ 令和4年度に販売用作物を作付けしないほ場に景観形成作物又は地力増進作物を作付すること。（ただし，地力増進作物については，ほ場へのすき込みも行うこと。）
- ・ 国の産地交付金（地力増進作物）の対象農地ではないこと。

【交付単価】

3,000円/10a（自己所有地）
8,000円/10a（借受地・作業受託地）

【提出書類等】

- ・ 営農計画書（畑地の場合，畑地の営農計画書）

対象作物：
（景観形成作物）菜の花，レンゲ，コスモス，ひまわり
その他景観形成に寄与する作物
（地力増進作物）ソルガム，エンバク，イタリアンライグラス，クローバ
その他地力増進に寄与する作物

《その他》

※ ①～⑤の助成を希望する方は「農業構造改革事業交付金等交付申請書」を提出してください。

※ 記載の交付単価は，予算額の範囲内で調整することがあります。

※ 実績などの確認に必要な書類等の提出については，申請者に別途ご案内します。（JA出荷の場合，検査・販売等の実績は，JAから情報提供を受け確認します。）

【問い合わせ先】

- 生産振興に係る事業について
宇都宮市農業再生協議会事務局 028-632-2458
（宇都宮市経済部農林生産流通課生産振興グループ）
- 人・農地に係る事業について
宇都宮市農業再生協議会事務局 028-632-2454
（宇都宮市経済部農業企画課担い手・農地調整グループ）